

## 業務実績評価の全体構成について【看護大学】

## ○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

3 第1項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評価を付して、行わなければならない。（認証評価機関の評価の活用）

第79条 評価委員会が公立大学法人について前条第一項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

## 業務実績評価

調査・分析  
(項目別評価)総合的な評定  
(全体評価)

## 【 公立大学法人 】

## ① 業務実績報告・自己評価

- ・業務の実施状況を自己評価  
見込評価：中期計画の中項目ごと
- ・その他、特記事項を記載

## 【 第1回評価委員会 】

## ② 実績の検証

- ・法人による自己評価を検証  
※計画設定の妥当性を含めて検証  
(中項目ごと)

## 【 評価委員会 事務局 】

## ③ 大項目ごとの集計・検証概要

- ・中期計画の大項目ごとに、検証結果を集計  
(中項目ごとの検証結果を集計)
- ・検証結果全体の概要を示す

## 【 第2回評価委員会 】

## ④ 全体評価

- ・中期計画の全体的な実施状況について、総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的に評価

★見込評価を行うにあたって、教育研究の質の向上に関する項目については、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて行う（法第79条）。

調査・分析（項目別評価）の結果を踏まえて